

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から起算して 4 か月を経過する日までに仙台市長に意見書を提出することができます。

令和 3 年 11 月 24 日

仙台市長 郡 和子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 仙台市卸町複合商業施設

仙台市若林区大和町四丁目 502 番 4 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンデー 代表取締役 川村 暢朗

青森県八戸市根城六丁目 22 番 10 号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンデー 代表取締役 川村 暢朗

青森県八戸市根城六丁目 22 番 10 号

未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 7 月 20 日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,696 平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

合計 309 台

建物外平面駐車場 221 台

A 棟屋上駐車場 88 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

合計 458 台

駐輪場 1) A 棟北側 248 台

駐輪場 2) A 棟南側 85 台

駐輪場 3) B 棟南側 110 台

駐輪場 4) B 棟北側 15 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

合計 267 平方メートル

荷さばき施設 A棟南側 267 平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

合計 22.6 立方メートル

廃棄物等保管施設 A棟南側 22.6 立方メートル

(7)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社サンデー 午前 6 時 30 分～午後 9 時 30 分

未定 午前 6 時 30 分～午後 9 時 30 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

建物外平面駐車場 午前 0 時 00 分～午後 12 時 00 分

A棟屋上駐車場 午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 2 箇所

位置 建物外平面駐車場 東側・南側

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 A棟南側 午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分

2 届出年月日

令和 3 年 11 月 19 日

3 縦覧場所

仙台市青葉区国分町 3-6-1

仙台市経済局産業政策部地域産業支援課

4 縦覧期間

令和 3 年 11 月 24 日から令和 4 年 3 月 24 日まで

(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

5 注意事項

意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地)、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。

(経済局産業政策部地域産業支援課)